

障障発0601第1号  
老振発0601第2号  
平成22年6月1日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長



厚生労働省老健局振興課長



構造改革特別区域における「指定小規模多機能型居宅介護事業所における  
障害児（者）の受入事業」の一部改正について

今般、「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価に係る評価・調査委員会の意見に関する今後の政府の対応方針」（平成22年3月25日構造改革特別区域推進本部）を受け、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令第75号）が平成22年6月1日公布され、同日から施行されたことにより、構造改革特別区域における「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受け入れ事業」の一部が全国展開されたことを踏まえ、別添のとおり「構造改革特別区域における「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」（平成19年2月19日付障障発第0219001号・老計発第0219001号）を別紙の新旧対照表のとおり一部改正することとしたので、御了知の上、管内市（区）町村及び関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言に該当するものである。

新旧対照表

構造改革特別区域における「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」について  
 (平成19年2月19日障障発第0219001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長・老振発第0219001号厚生労働省老健局計画課長連名通知) (抄)

(下線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>1 目的</p> <p>近隣において、障害者自立支援法に基づく指定自立訓練（機能訓練）<u>又は指定自立訓練（生活訓練）</u>（以下「<u>指定自立訓練</u>」という。）を利用することが困難な障害者及び障害者自立支援法に基づく指定児童デイサービス（以下「<u>指定児童デイサービス</u>」という。）を利用することが困難な障害児が、介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）又は宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第63条第5項に規定する宿泊サービスをいう。以下同じ。）を利用することを可能にすることにより、当該障害者又は障害児の身近な場所におけるサービス利用を可能にすることを目的とする。</p> <p>2 対象者</p> <p>(1) <u>指定自立訓練</u>又は指定児童デイサービスの対象要件を満たしており、かつ、宿泊サービスを利用するに当たっては指定短期入所の対象要件を満たしていること。</p> <p>(2) 身近な場所で、<u>指定自立訓練</u>を利用することが困難な障害者又は指定児童デイサービスを利用することが困難な障害児であること。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>1 目的</p> <p>近隣において、障害者自立支援法に基づく<u>指定生活介護又は指定自立訓練（機能訓練）若しくは指定自立訓練（生活訓練）</u>（以下「<u>指定生活介護等</u>」という。）を利用することが困難な障害者及び障害者自立支援法に基づく指定児童デイサービス（以下「<u>指定児童デイサービス</u>」という。）を利用することが困難な障害児が、介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）又は宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第63条第5項に規定する宿泊サービスをいう。以下同じ。）を利用することを可能にすることにより、当該障害者又は障害児の身近な場所におけるサービス利用を可能にすることを目的とする。</p> <p>2 対象者</p> <p>(1) <u>指定生活介護等</u>又は指定児童デイサービスの対象要件を満たしており、かつ、宿泊サービスを利用するに当たっては指定短期入所の対象要件を満たしていること。</p> <p>(2) 身近な場所で、<u>指定生活介護等</u>を利用することが困難な障害者又は指定児童デイサービスを利用することが困難な障害児であること。</p> <p>(3) (略)</p>

### 3 実施方法

身近な場所で指定自立訓練を利用することが困難な障害者が介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用する場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において提供される通いサービスを障害者自立支援法に基づく基準該当自立訓練（機能訓練）又は基準該当自立訓練（生活訓練）（以下「自立訓練」という。）とみなすものとする。また、身近な場所で指定児童デイサービスを利用することが困難な障害児が介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用する場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において提供される通いサービスを障害者自立支援法に基づく基準該当児童デイサービスとみなすものとするにより実施する。

また、当該通いサービスを利用するために、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者又は障害児が当該小規模多機能型居宅介護事業所において提供される宿泊サービスを利用する場合は、当該宿泊サービスを障害者自立支援法に基づく指定短期入所とみなすことにより実施する。

### 3 実施方法

身近な場所で指定生活介護等を利用することが困難な障害者が介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用する場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において提供される通いサービスを障害者自立支援法に基づく基準該当生活介護又は基準該当自立訓練（機能訓練）若しくは基準該当自立訓練（生活訓練）とみなすものとする。また、身近な場所で指定児童デイサービスを利用することが困難な障害児が介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用する場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において提供される通いサービスを障害者自立支援法に基づく基準該当児童デイサービスとみなすものとするにより実施する。

また、当該通いサービスを利用するために、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者又は障害児が当該小規模多機能型居宅介護事業所において提供される宿泊サービスを利用する場合は、当該宿泊サービスを障害者自立支援法に基づく指定短期入所とみなすことにより実施する。

#### 4 利用単価

利用するサービス	利用者	支弁基準額
指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを1回利用する場合	障害程度区分3（50歳以上の者にあつては区分2）未満の障害者	基準該当機能訓練サービス費又は基準該当生活訓練サービス費の単価と同額とする。
	障害児	基準該当児童デイサービス費の単価と同額とする
指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービスを1回利用する場合	障害児及び障害程度区分1以上の障害者	指定短期入所の単価と同額とする。

(注) 1 指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービスを利用している日において通いサービスを利用している場合は、当該通いサービスの利用に係る基準該当機能訓練サービス費、基準該当生活訓練サービス費又は基準該当児童デイサービス費は算定することはできない。

2 (略)

#### 5 留意事項

(1) 障害者及び障害児の利用に当たっては、指定小規模多機能型居宅介護の利用対象者に対するサービスの提供に影響を及ぼさない範囲内の利用とし、次の点に留意すること。

① 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する登録者をい

#### 4 利用単価

利用者	利用するサービス	支弁基準額
指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを1回利用する場合	障害程度区分3（50歳以上の者にあつては区分2）以上の障害者	基準該当生活介護サービス費の単価と同額とする。
	上記以外の障害者、	基準該当機能訓練サービス費又は基準該当生活訓練サービス費の単価と同額とする。
	障害児	基準該当児童デイサービス費の単価と同額とする
指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービスを1回利用する場合	障害児及び障害程度区分1以上の障害者	指定短期入所の単価と同額とする。

(注) 1 指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービスを利用している日において通いサービスを利用している場合は、当該通いサービスの利用に係る基準該当生活介護サービス費、基準該当機能訓練サービス費若しくは基準該当生活訓練サービス費又は基準該当児童デイサービス費は算定することはできない。

2 (略)

#### 5 留意事項

(1) 障害者及び障害児の利用に当たっては、指定小規模多機能型居宅介護の利用対象者に対するサービスの提供に影響を及ぼさない範囲内の利用とし、次の点に留意すること。

① 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する登録者をい

う。以下同じ。)の数と障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は自立訓練若しくは児童デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者又は障害児の数の合計数の上限をいう。)を25人以下とすること。

- ② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は自立訓練若しくは児童デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者又は障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。)を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。
- ③ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮する適当な広さを有すること。

④～⑥ (略)

⑦ 当該指定小規模居宅介護事業所の従業者が、本特例措置により新たに受け入れることとなる障害者又は障害児を適切に処遇するため、知的障害児施設、指定自立訓練事業所又は指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

⑧ 障害児に対して、指定小規模多機能型居宅介護のうち通い

う。以下同じ。)の数と生活介護等又は児童デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者又は障害児の数の合計数の上限をいう。)を25人以下とすること。

- ② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と生活介護等又は児童デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者又は障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。)を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。

- ③ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。)の面積を、通いサービスの利用定員で除して得た面積が3㎡以上であること。

④～⑥ (略)

⑦ 当該指定小規模居宅介護事業所の従業者が、本特例措置により新たに受け入れることとなる障害者又は障害児を適切に処遇するため、知的障害児施設、指定生活介護事業所、指定自立訓練事業所又は指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

サービスを行い、当該通いサービスを児童デイサービスとみなす場合には、基準該当児童デイサービス計画の作成等を行うこと。なお、基準該当児童デイサービス計画の作成に関する業務は、基準該当児童デイサービス計画を作成するために必要な研修を受けた者が担当するものとする。この場合において、基準該当児童デイサービス計画を作成するために必要な研修は、サービス管理責任者研修事業の実施について（平成18年8月30日障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添「サービス管理責任者研修事業実施要綱」の別紙1「「サービス管理責任者研修」標準カリキュラム」における「2 アセスメントやモニタリングの手法に関する講義（3時間）」及び「3 サービス提供プロセスの管理に関する演習（10時間）」に相当する研修とすること。

(2) (略)

(2) (略)

構造改革特別区域における「指定小規模多機能型居宅  
介護事業所における障害児（者）の受入事業」について

1 目的

近隣において、障害者自立支援法に基づく指定自立訓練（機能訓練）又は指定自立訓練（生活訓練）（以下「指定自立訓練」という。）を利用することが困難な障害者及び障害者自立支援法に基づく指定児童デイサービス（以下「指定児童デイサービス」という。）を利用することが困難な障害児が、介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）又は宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第63条第5項に規定する宿泊サービスをいう。以下同じ。）を利用することを可能にすることにより、当該障害者又は障害児の身近な場所におけるサービス利用を可能にすることを目的とする。

2 対象者

- (1) 指定自立訓練又は指定児童デイサービスの対象要件を満たしており、かつ、宿泊サービスを利用するに当たっては指定短期入所の対象要件を満たしていること。
- (2) 身近な場所で、指定自立訓練を利用することが困難な障害者又は指定児童デイサービスを利用することが困難な障害児であること。
- (3) 障害者については、介護保険給付の対象とならない65歳未満のものであること。

3 実施方法

身近な場所で指定自立訓練を利用することが困難な障害者が介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用する場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において提供される通いサービスを障害者自立支援法に基づく基準該当自立訓練（機能訓練）又は基準該当自立訓練（生活訓練）（以下「自立訓練」という。）とみなすものとする。また、身近な場所で指定児童デイサービスを利用することが困難な障害児が介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用する場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において提供される通いサービスを障害者自立支援法に基づく児童デイサービスとみなすものとする。ことにより実施する。

また、当該通いサービスを利用するために、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者又は障害児が当該小規模多機能型居宅介護事業所において提供される宿泊サービスを利用する場合は、当該宿泊サービスを障害者自立支援法に基づく短

期入所とみなすことにより実施する。

#### 4 利用単価

利用するサービス	利用者	支弁基準額
指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを1回利用する場合	障害程度区分3（50歳以上の者にあつては区分2）未満の障害者	基準該当機能訓練サービス費又は基準該当生活訓練サービス費の単価と同額とする。
	障害児	基準該当児童デイサービス費の単価と同額とする。
指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービスを1回利用する場合	障害児及び障害程度区分1以上の障害者	指定短期入所費の単価と同額とする。

(注) 1 指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービスを利用している日において通いサービスを利用している場合は、当該通いサービスの利用に係る基準該当機能訓練サービス費、基準該当生活訓練サービス費又は基準該当児童デイサービス費は算定することはできない。

2 障害者又は障害児が指定小規模多機能型居宅介護のうち、宿泊サービスを利用する場合の単価の区分は、当該障害者又は障害児が指定短期入所を利用する場合の障害の程度を適用した単価の区分とする。

#### 5 留意事項

(1) 障害者及び障害児の利用に当たっては、指定小規模多機能型居宅介護の利用対象者に対するサービスの提供に影響を及ぼさない範囲内の利用とし、次の点に留意すること。

① 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数と障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は自立訓練若しくは児童デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護



事業所に登録を受けた障害者又は障害児の数の合計数の上限をいう。)を25人以下とすること。

- ② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は自立訓練若しくは児童デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者又は障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。)を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。
- ③ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- ④ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者数については、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者の数と障害者又は障害児の利用者の数の合計数で指定地域密着型サービス基準第63条に規定する基準を満たしていること。
- ⑤ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用者の数と短期入所とみなされる宿泊サービスを受ける障害者又は障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。)を通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内とすること。
- ⑥ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に個室(指定地域密着型サービス基準第67条第2項第2号ハに規定する個室をいう。以下同じ。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43㎡以上であること。
- ⑦ 当該指定小規模居宅介護事業所の従業者が、本特例措置により新たに受け入れることとなる障害者又は障害児を適切に処遇するため、知的障害児施設、指定自立訓練事業所又は指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
- ⑧ 障害児に対して、指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを行い、当該通いサービスを児童デイサービスとみなす場合には、基準該当児童デイサービス計画の作成等を行うこと。なお、基準該当児童デイサービス計画の作成に関する業務は、基準該当児童デイサービス計画を作成するために必要な研修を受けた者が担当するものとする。この場合において、基準該当児童デイサービス計画を作成するために必要な研修は、サービス管理責任者研修事業の実施について(平成18年8月30日障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別添「サービス管理責任者研修事業実施要綱」の別紙1「サー

ビス管理責任者研修」標準カリキュラム」における「2 アセスメントやモニタリングの手法に関する講義（3時間）」及び「3 サービス提供プロセスの管理に関する演習（10時間）」に相当する研修とすること。

- (2) 利用に当たっては、各市区町村の障害福祉担当部局と介護保険担当部局との間で利用状況及び利用実績の情報交換等を密に行い、十分な連携・調整を図ることにより、円滑に利用できるよう努めること。また、各都道府県及び各市区町村間においても、緊密な連携を図ること。